～　法人会会員の皆様へ　～

北海道と道内全市町村は、個人住民税に係る特別徴収の徹底に取り組んでいます。未実施の事業主に対して、制度の周知やその実施について働きかけていただくなど、特段のご協力をお願いします。

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

まだ特別徴収を行っていない事業主の皆様には、この制度をご理解の上、市町村への手続きを行っていただきますようお願いします。

特別徴収とは

個人住民税（市町村民税＋道民税）の特別徴収とは、給与の支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、地方税法第321条の4及び各市町村の条例で規定されている義務です。

この特別徴収の義務を有する事業主を「特別徴収義務者」といいます。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

特別徴収のしくみ

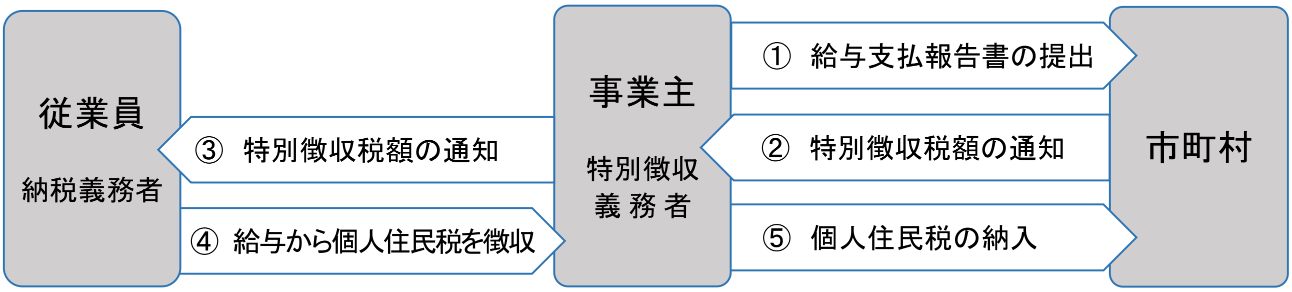

① 毎年1月末までに、事業主が、従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。
② 毎年5月末までに、市町村が、事業主（特別徴収義務者）に特別徴収の税額を通知します。
③ 毎年5月末までに、市町村が、事業主を経由して従業員（納税義務者）に特別徴収の税額を通知します。
④ 6月以降の給料日毎に、事業主が、従業員の給与から個人住民税を徴収（天引き）します。
⑤ 徴収した翌月10日までに、事業主が、徴収した個人住民税を市町村に納入します。

『北海道と道内全市町村は、個人住民税特別徴収推進宣言を採択しました。』

北海道と道内全市町村による個人住民税特別徴収推進宣言

地方税法上、事業者（所得税の源泉徴収義務のある事業者）は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

しかし、いまだこの特別徴収を実施していない事業者もいます。

北海道と道内１７９市町村では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めます。

平成２９年１０月３０日

北海道及び道内全市町村（１７９市町村）

個人住民税の特別徴収に関するQ＆A

Q1　今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、今更特別徴収をしなければいけないのですか？

A1

これまでも、給与を支払う事業主には、原則として特別徴収をしていただく必要がありましたが、全国的にこの特別徴収が徹底されず、事業主の意思を容認してきた実態があります。

しかしながら、事業主の意思によって、特別徴収をしたり、しなかったりということは法の趣旨に反しています。

このような状態を是正し、適正かつ公平な税務行政を推進するため、特に特別徴収を適切に行っている大多数の事業主との間の公平性を確保する観点から、特別徴収を徹底しようとするものです。

税務行政の円滑な運営を図るためには、納税者の理解と信頼を得ることが何より重要と考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

Q2　従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収をしなければならないのですか？

A2　原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員から特別徴収をする必要があります。

Q3　従業員の少ない事業所でも、毎月、特別徴収をしなければならないのですか？

A3

毎月、特別徴収をしなければなりません。ただし、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に承認を受けて、年12回の納期を年2回とすることができます。

Q4　特別徴収の事務処理が煩雑である。従業員からも普通徴収で納めたいと言われるが？

A4

所得税の源泉徴収義務を有する事業主は、個人住民税の特別徴収をしなければなりません。事務が繁雑であることや従業員の希望を理由として普通徴収を選択することはできません。

※　普通徴収とは、年4回の納期毎に、従業員が金融機関等に出向くなどして市町村に納める方法をいいます。

Q5　特別徴収を行うメリットはあるのですか？

A5

①従業員は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。

②従業員は、特別徴収の納期が年12回なので、普通徴収（年4回）に比べ1回あたりの納税額が少なくてすみます。

③個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収のように、事業主が税額計算をしたり、年末調整をすることはありません。市町村が税額計算を行い、徴収すべき税額を通知します。

問合せ先

☐ 各市町村の個人住民税課税担当課
　　従業員の住所地の市町村にお問い合わせください。

☐ 北海道総務部財政局税務課 納税推進グループ
　　電話　011－231－4111　内線22－460

☐ 北海道総合政策部地域主権･行政局市町村課 公務員･税政グループ
　　電話　011－231－4111　内線23－505

インターネットから道内市町村の特別徴収関係様式がダウンロードできます！

道内　特別徴収様式　［検索］

インターネットで簡単手続！
給与支払報告書等の提出は、eLTAX（エルタックス）をご利用ください。